

「在宅勤務期間」の継続について

送電線建設技術研究会 会員各位

日頃より、送研活動にご理解ご協力くださり、誠にありがとうございます。

さて、4月7日に発令された国の「新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言」および、これを受けた東京都の「緊急事態措置等」により、住民・事業者及び従業員に対して

- ・徹底した外出自粛の要請
- ・適切な感染防止対策への協力要請（移動時における感染の防止として、ラッシュ対策、出勤数の制限、出張の中止など）

が発せられました。

このため、送研では都内勤務（本部・関東支部）職員につきましては、当面の間、在宅勤務を継続することといたします。

会員各位には、ご不便をお掛けいたしますが、ご理解くださいますようお願い申し上げます。

なお、職員は在宅テレワークを導入し、職場PCへのリモート接続システムを活用して業務を継続しております。（必要により不定期に出勤しています）

つきましては、**お問い合わせ等は、職員宛にメールにてお願いいたします。**通常時より多少お時間がかかる場合もございますが、よろしくようお願い申し上げます。

記

在宅勤務は、

- ・ **5月末日まで継続**
- ・ 6月1日（月）出勤予定（情勢を踏まえ以後の対応検討）

令和2年5月7日

一般社団法人 送電線建設技術研究会